

令和7年

介護・福祉 図書カタログ



※図書の表紙・ページ見本はデザイン等を変更する場合があります。

介護保険・医療保険 訪問看護業務の手引 **改訂新版** 2

介護報酬の解説（好評既刊）

介護報酬の解説 **1**単位数表編 4
2指定基準編 4
3QA・法令編 4

介護保険制度（好評既刊）

介護保険制度の解説 5
保険料と介護保険財政 介護保険の実務 5

障害福祉サービス（好評既刊）

障害福祉サービス 報酬の解説 6
障害者福祉ガイド 障害者総合支援法の解説 7

関連図書（好評既刊）

介護施設・事業所のための BCP策定・見直しガイド 8
介護施設・在宅医療のための 食事状況から導く、薬の飲み方ガイド 9
公費医療・難病医療ガイド（令和5年10月・令和6年4月改正対応版） 10
ワークサポートケアマネジャーガイドブック～仕事と介護の両立のために～ 11



紹介ページでこのマークを附した図書については、「医書.jp」(<https://store.isho.jp/>)
で電子書籍の販売を行っています。
「医書.jp」の電子コンテンツのご利用には「医書.jp」の会員登録が必要です。

令和7年度版

R7改訂新版 6月発売予定

介護保険・医療保険

訪問看護業務の手引

定価 本体**4,000円**+税(税込4,400円)

B5判・約840頁

ISBN978-4-7894-0463-1 C3047 ¥4000E

商品No.140623



訪問看護ステーション必携 介護保険も医療保険も算定はこれでOK！

- 訪問看護ステーションが行う介護保険・医療保険の**訪問看護業務の進め方**をまとめました。
- ステーションの**開設**から、訪問看護の**実施**、**費用の請求**(レセプトの作成)まで、図表を駆使してわかりやすく解説しています。
- よく使う様式から根拠となる法令・通知まで、業務に関連する**資料を網羅した決定版**です。

本書の構成(予定)

■解説編

- 第1 訪問看護制度の概要
- 第2 訪問看護ステーションの開設
- 第3 訪問看護事業者の指定
- 第4 指定の更新(介護保険)、事業の変更・休廃止の届、指定の取消し等
- 第5 訪問看護ステーションの運営
 - I 運営の基本
 - II 訪問看護の開始
 - III 訪問看護の実施(介護保険)
 - IV 訪問看護の実施(医療保険)
- 第6 介護給付費(訪問看護費・介護予防訪問看護費)の支給
 - I 訪問看護費の額
 - II 利用料
 - III 介護給付費の請求の原則
 - IV 請求と審査・支払
- 第7 訪問看護療養費の支給
 - I 訪問看護療養費の額
 - II 利用料

- 第8 訪問看護と関連のある診療報酬
 - I 訪問看護指示料等
 - II 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院
 - III 共同指導や連携を主眼とした診療報酬項目
 - IV 在宅療養指導管理料
- 第9 公費負担医療制度
- 第10 労災保険、公害医療等
- 第11 高額療養費
- 第12 高額医療・高額介護合算制度

■様式集

■関係法令・通知等

■参考 介護保険のあらまし

■介護保険 サービスコード表

■索引

■訪問看護における介護保険・医療保険の区分／加

前版(令和6年6月版)から令和7年度版への主な更新箇所(予定)

- ①令和6年12月2日より**原則としてマイナ保険証へ移行**し、従来の被保険者証は最長で令和7年12月1日まで有効とされた規定を受け、**利用者の資格確認方法**についての記載を見直し
- ②「**ベースアップ評価料**」の届出手続きの**一部簡素化**(令和7年1月10日から)

このほか、介護保険・医療保険を通じて、令和6年報酬改定時に規定された**経過措置**等の扱いを整理し、**令和7年度現在**の記述とします。

章の冒頭でポイントを紹介

第6 介護給付費（訪問看護費・介護予防訪問看護費）の支給

要介護者・要支援者に対して行った訪問看護に要する費用は介護保険法に基づく居宅介護サービス費（訪問看護費）・介護予防サービス費（介護予防訪問看護費）として、指定訪問看護ステーションに支払われます。訪問看護費（介護予防訪問看護費を含みます。以下同じ）は単位数で表しますが、その額は、所要時間ごとに4区分された単位数（又は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が実施した場合の単位数）に各種の加算項目のうち該当するものを足し合わせ、これに地域差による1単位数単価を乗じた額となります。このほか、要介護者に対する訪問看護費には、定期巡回・随時対応サービス事業所と連携する場合が設定されています。この場合、定期巡回・随時対応サービス事業所は月額額報酬となっていますが、連携する訪問看護ステーションは、訪問看護費として介護報酬を請求します。利用者又は3割（特に所得の高い人）の利用料を指定訪問看護ステーションに支払います。制度上、その他の利用料としては、通常の訪問看護の実施地域以外の地域における指定訪問看護にかかる交通費があります。

なお、指定訪問看護ステーションは、毎月国保連合会に訪問看護費の請求を行い、その支払を受けます。

I 訪問看護費の額

1 訪問看護費の支払

訪問看護に要する費用は、介護保険法に基づいて、市町村長が訪問看護費として支給することになっていますが、法形式的にはいわゆる現金給付です。利用者が訪問看護を受けた場合に、その費用を利用者が一時、訪問看護ステーションに支払い、後日市町村長からその費用の償還を受けるというのですが、利用者の経済的な負担を考慮して、実際には現物給付の形がとられています。これにより、利用者は、本人負担の利用料のみ（原則1割、2割又は3割）で訪問看護が受けられます。残りの費用は訪問看護ステーションが国保連合会を通じて市町村に介護報酬として請求します。

この介護報酬の請求権は、介護保険法の規定により、2年を経過すると時効によって消滅します。

— 71 —

2 訪問看護費の算定対象者と算定構造

1) 訪問看護の利用者

居宅にいたる要介護者・要支援者であって、通院が困難であり、主治医が訪問看護の必要を認めて訪問看護指示書が交付された者です。ただし、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等（利用者等告示第四号「巻末②」で規定する疾病等）の患者、急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書（指示の日から14日間を限度とする）を交付された患者は除きます（医療保険給付対象の訪問看護の利用者となるため、介護保険の訪問看護費が算定されません）。

介護保険法の規定により訪問看護の給付を受けることができるときは医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等が精神障害者の場合は、医療保険からの訪問看護となります（精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護療養費、精神科訪問看護基本療養費を算定する場合、訪問看護管理療養費等もあわせて算定できます）。なお、要介護者等が認知症の患者のときの精神科訪問看護基本療養費の算定については、66頁を参照してください。

利用者が短期入所サービスや地域密着型介護老人福祉施設（介護型生活介護）を受けている間は、訪問看護費は算定できません。（介護予防）短期入所療養介護を含む介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設、介護医療院、医療機関を退所・退院した日（サービス終了日）にも、訪問看護費は算定できませんが、特別管理加算の対象となる利用者（→90頁）又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者（令和3年4月から）に限っては算定できます。

また、利用者が認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（地域密着型）特定施設入居者生活介護、介護・看護一体型の事業所からの定期巡回・随時対応型訪問看護（以下「定期巡回・随時対応サービス」）又は複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を受けている間は、訪問看護費は算定できません。このうち、外部サービスと利用型の特定施設の入居者に対しては、特定施設サービス計画に基づき、外部サービスの提供事業者として、訪問看護を実施することができますが、介護報酬の算定については別の規定によります（→91頁）。なお、グループホームや特定施設の事業者が、訪問看護の必要を認めた場合、各事業所の負担でサービスを利用することはできます。

※介護保険による訪問看護費を算定しない疾病等

①末期の悪性腫瘍

②別に厚生労働大臣が定める疾病等（利用者等告示第四号「巻末②」

③急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書の日から14日間以内

④①～③は医療保険の訪問看護の対象となる

④利用者が以下のサービスを受けている間（例外）

ア、短期入所サービス（介護予防サービスを含む）

随所に参照頁の案内を表示

— 72 —

介護給付費（訪問看護費・介護予防訪問看護費）の支給

利用料

【サービス提供体制強化加算の算定要件】 下線部は令和3年度の改正箇所

要 件	内 容
研修の実施	訪問看護ステーションのすべての看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修（外部の研修を含む）を実施していること（または実施を予定していること）
会議の開催	①利用者に関する情報の伝達、②サービス提供に当たっての留意事項の伝達、③看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること ・①②は、少なくとも次の事項について、その変化の動向も含め、記載 ④利用者のADLや意識、⑤利用者の主な訴えやサービス提供時の特長、⑥家族を含む環境、⑦前回のサービス提供時の状況、⑧その他のサービス提供に必要な事項
健康診断等の定期的な実施	すべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施していること ・少くとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施 ※新たに加算を算定しようとする場合は、1年以内の実施が計画されていることで足りる（年度途中の新規に事業を開始する場合も同様）
勤続7年以上又は3年以上の職員が30%以上	看護師等の総数のうち、勤続年数が次の単位数以上の者の占める割合が30%以上 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：7年以上 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：3年以上
職員の割合の算出	①常勤換算法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いる ②前年度の実績が6月に満たない事業所（新規開設の事業所や再開した事業所を含む）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算法により算出した平均を用いる。したがって、新規や再開の事業所については、4月以降に加算の届出が可能となる ③上記②の場合は、届出月以降においても、前年3月間の職員の割合について、毎月継続的に30%以上を維持しなければならない。割合は毎月記録し、30%を下回った場合、ただちに都道府県知事等に届出
勤続年数	①勤続年数は、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。令和4年4月における勤続年数3年以上の者とは、令和4年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう ②勤続年数の算定に当たっては、当該訪問看護ステーションにおける勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者へ直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる

同一事業所で指定訪問看護と指定介護予防訪問看護とを一体的に行っている場合は、本加算の計算も一体的に行う。

6 定期巡回・随時対応サービス事業所と連携する場合

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（定期巡回・随時対応サービス事業所）のうち、「介護・看護連携」の事業所は、自らは訪問看護を行わず、連携先の訪問看護事業所（1人の利用者について1か所のみ）が訪問看護サービスを提供します。そしてその費用は、訪問看護事業所が訪問看護費として介護報酬を請求する形となります（→74・75頁、1月につき2,954単位）。

この連携を行う訪問看護事業所については、以下のように規定されています。

— 92 —

改定事項を明解に解説

を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算

② 定期巡回・随時対応サービスの報酬は月額額報酬ですが、次のような場合には日割りで計算します。

ア、月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合には、利用期間（訪問看護の利用を開始した日から月末日まで又は当該月の初日から利用を終了した日まで）に対応した単位数を算定（以下「日割り計算」）します。

イ、月の途中で短期入所サービスを利用している場合は、その期間について日割り計算により算定（減算）します。

ウ、要介護5である利用者には月単位の加算（800単位）があります。月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護5に変更になった場合はこの加算についても日割り計算により算定します。

エ、月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態（利用者等告示第四号「巻末②」）となった場合は、その状態にある期間について日割り計算により算定（減算）します（医療保険の適用となります）。

※このほか、適用される加算・減算項目については、算定構造（→74・75頁）を参照してください。

※定期巡回・随時対応サービス事業所と連携する場合の訪問看護費（算定構造の「ハ」）を算定する利用者については、他の訪問看護費（算定構造の「イ」「ロ」）を算定することはできません。

（一体型の事業所からの委託による訪問看護）

訪問看護サービスを提供する「一体型」の定期巡回・随時対応サービス事業所であっても、訪問看護サービスの一部については、委託先の訪問看護事業所に行ってもらうことが可能です。

図表を用いて複雑なくみをわかりやすく整理

払を受けることはできません。

なお、サービス提供時間が1時間30分を超過する場合は、超過部分について、訪問看護ステーションが定めた利用料を徴収できます。ただし、長時間訪問看護加算を算定する場合は徴収できません。

（公費負担医療の対象となる場合）

訪問看護は、公費負担医療の対象となる場合があります。資格証明を確認して公費対象サービス（サービスコード単位）を提供した場合は、サービス提供額に公費適用後の本人負担を徴収します。

対象となりうる公費負担医療としては、①障害者総合支援法による精神障害の通院医療、②

— 93 —

令和6年4月版

令和6年6月発刊・発売中

介護報酬の解釈

1 単位数表編

定価 本体**5,200円**+税(税込5,720円)

B5判・1,520頁

ISBN978-4-7894-0504-1 C3047 ¥5200E

商品No.110428



介護報酬の算定に必要な情報を見開きで配置,一覧性に優れた定本
単位数はもちろん,算定要件などのポイントも明快にわかります

令和6年4月版

令和6年6月発刊・発売中

介護報酬の解釈

2 指定基準編

定価 本体**4,800円**+税(税込5,280円)

B5判・1,408頁

ISBN978-4-7894-0505-8 C3047 ¥4800E

商品No.110429



指定基準について国が公布・発出した省令・通知を集成した基本書
自治体における条例制定や,事業所・施設運営の一助に

令和6年4月版

令和6年6月発刊・発売中

介護報酬の解釈

3 QA・法令編

定価 本体**4,800円**+税(税込5,280円)

B5判・1,296頁

ISBN978-4-7894-0506-5 C3047 ¥4800E

商品No.110430



厚生労働省発出のQ&Aをサービス別に整理して収載
関係法令も集成,さらに実務に精通するための一冊

『介護報酬の解釈 令和6年4月版』ウェブコンテンツはこちらから
書籍の内容を補完・さらに充実した情報を提供



介護保険制度の解説



①解説編+法令編

定価 本体**5,400円**+税(税込5,940円)
B5判・1,312頁
ISBN978-4-7894-2521-6 C2032 ¥5400E
商品No.700121



②解説編のみ (法令編なし)

定価 本体**3,500円**+税(税込3,850円)
B5判・560頁
ISBN978-4-7894-2511-7 C2032 ¥3500E
商品No.700111



改正後の介護保険制度を理解し、考えるための「わかりやすい」決定版！

- 介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支えあうしくみです。どのような人が、どのような手続を経て、どのようなサービスをうけられるのか、そしてその費用はどのようにまかなわれ、どのように制度が運営されるのかについて、**全体像を見通しつつ、詳細に解説**しています。
- 法令編では、解説編で表示した介護保険法などの条文や関係する規定を参照することができますので、解説の根拠とより詳細な情報が得られます。法令を参照されたい場合は、**①解説編+法令編**をお求めください。

保険料と介護保険財政 介護保険の実務



定価 本体**2,600円**+税(税込2,860円)
A5判・308頁
ISBN978-4-7894-7022-3 C2032 ¥2600E
商品No.700047



実務に研修に役立つ、密度の高い一冊 市町村担当者必携です！

- 保険料と介護保険財政を中心として、介護保険における**保険者事務について詳しく解説**した実務書です。事例や運用をできる限り記述する一方、介護保険制度の基本的な考え方も説明しています。
- 介護保険制度創設の社会的背景の説明から一貫した「**なぜこのような制度になっているのか**」という視点で、その理由をポイントごとに触れており、実務に携わる方だけでなく介護保険に関心のある方にもおすすめしたい一冊です。
- 解説には**法令上の根拠**を示していますので、知識の整理等にも役立ちます。

『介護保険の実務 令和6年版』ウェブコンテンツはこちらから
書籍の内容を補完・さらに充実した情報を提供



令和6年4月版

令和6年8月発刊・発売中

障害福祉サービス 報酬の解釈

定価 本体**4,800円**+税(税込5,280円)

B5判・1,632頁

ISBN978-4-7894-1735-8 C3036 ¥4800E

商品No.160424



単位数表・指定基準からQAまで すべての情報をこの一冊に集約！ 制度の全体像を解説, 単位数表と指定基準は通知と組み合わせて掲載

- 障害者総合支援法および児童福祉法にもとづく、障害福祉サービス・障害児支援の基準、とくに報酬算定と請求に照準をあて、実務上役立つように編集しました。
- 障害福祉サービス提供事業者・施設や相談支援事業者をはじめ、行政担当者、報酬関係実務担当者に待望の一冊です。
- 第Ⅱ編「費用算定基準(単位数表)」は、対応するサービスの単位数表告示・関係告示と留意事項通知を**見開きで配置**することにより、**使いやすい構成**となっています。
- 第Ⅲ編「指定基準」は、各サービスの指定基準省令とその解釈通知により構成しています。それぞれ**ひと目で区別でき**、指定基準が体系的に理解できるように編集しています。
- 今回の改訂版は、**令和6年4月の報酬改定に完全対応**。各サービスの単位数はもちろん、**新たな処遇改善加算に関連する通知**や、**改定内容を理解するための解説記事**も掲載しています。

本書の構成

I サービスと請求のしくみ(解説)

- (1) 障害福祉サービスを受けるまで
- (2) サービス内容と指定基準
- (3) 事業所による給付費の請求
 - ① 介護給付費等の請求と支払い
 - ② 電子請求受付システム
 - ③ 簡易入力システムを使用した請求
- (4) 令和6年度報酬改定のポイント
 - ① 主な改定内容
 - ② 算定構造とサービス提供実績記録票
 - ③ 請求書と明細書

II 費用算定基準(単位数表)

第1章 障害者総合支援法

- (1) 計画相談支援
- (2) 地域相談支援
- (3) 障害福祉サービス
 - ① 居宅介護
 - ② 重度訪問介護
 - ③ 同行援護
 - ④ 行動援護
 - ⑤ 療養介護

⑥ 生活介護

- ⑦ 短期入所
- ⑧ 重度障害者等包括支援
- ⑨ 施設入所支援
- ⑩ 自立訓練(機能訓練)
- ⑪ 自立訓練(生活訓練)
- ⑫ 就労選択支援
- ⑬ 就労移行支援
- ⑭ 就労継続支援A型
- ⑮ 就労継続支援B型
- ⑯ 就労定着支援
- ⑰ 自立生活援助
- ⑱ 共同生活援助

第2章 児童福祉法

- (1) 障害児相談支援
- (2) 障害児通所支援
 - ① 児童発達支援
 - ② 放課後等デイサービス
 - ③ 居宅訪問型児童発達支援
 - ④ 保育所等訪問支援
 - ⑤ 経過の児童発達支援

(3) 障害児入所支援

- ① 福祉型障害児入所施設
- ② 医療型障害児入所施設

III 指定基準

- (1) 計画相談支援
- (2) 地域相談支援
- (3) 障害福祉サービス
- (4) 障害者支援施設等
- (5) 障害児相談支援
- (6) 障害児通所支援
- (7) 障害児入所施設等

IV 関係告示・通知

- (1) 算定基準関係
- (2) 指定基準関係
- (3) 医療保険・介護保険等との関係

V 疑義解釈

- (1) 令和6年度報酬改定Q&A
- (2) 障害児支援に係るQ&A
- (3) 相談支援に係るQ&A

障害者福祉ガイド

障害者総合支援法の解説



定価 本体**4,200円**+税(税込4,620円)

B5判・776頁

ISBN978-4-7894-0612-3 C3036 ¥4200E

商品No.160562



障害者総合支援法を中心とした障害者施策の全体像を一冊に

- **障害福祉サービス**にたずさわる方に、その基礎となっている**障害者総合支援法**と、障害者施策の基本を定める障害者基本法、障害者の福祉・所得保障・雇用促進のための関連法を網羅して解説しています。
- 障害者総合支援法については、法律の構成に応じて、とくに**自立支援給付**を法律・政省令・告示や通知にもとづき**確実に**、また、審議会資料等を用いて**わかりやすく**解説しています。
- **障害児への支援給付**(児童福祉法)についても、自立支援給付との関係をふまえ、必要な情報を詳説しました。
- 障害者福祉関連法については、障害者施策の根幹をなす**障害者基本法・基本計画**、**身体障害者福祉法・知的障害者福祉法**における市町村の業務、**精神保健福祉法・発達障害者支援法**における都道府県(指定都市)の業務を解説します。
- さらに、公的年金を中心とした**所得保障**、雇用促進法を軸に進められる**職業安定**についても、ご本人やご家族からの相談に対応していくための情報をまとめています。
- 法令編では、本文で解説した各法について、法律と政令(施行令)・厚生労働省令(施行規則)を、内容を対応させた**2段表**で構成し、法律上の根拠を**わかりやすく**示しています。

本書の構成

I 障害者総合支援法の解説

第1 障害者総合支援法のしくみ

第2 自立支援給付

- ①自立支援給付の概要
- ②自立支援給付の支給申請等
- ③介護給付費・訓練等給付費等の支給決定等
- ④障害支援区分の認定
- ⑤介護給付・訓練等給付等の利用者負担
- ⑥地域相談支援給付費・計画相談支援給付費の支給
- ⑦自立支援医療費等の支給認定等と利用者負担
- ⑧補装具費の支給と利用者負担

第3 障害福祉サービスと相談支援

- ①サービス事業者・施設等の指定
- ②介護給付(居宅・日中活動・住まい)のサービス
- ③訓練等給付のサービス
- ④相談支援給付のサービス
- ⑤都道府県・市町村による指導監査
- ⑥障害福祉サービス等情報公表制度

第4 障害児への支援給付(児童福祉法)

- ①障害児への支援給付の概要
- ②居宅生活の支援に係る障害児への支援給付
- ③入所に係る障害児への支援給付
- ④障害児相談支援給付費の支給

第5 地域生活支援事業・地域生活支援促進事業 付 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

II 障害者福祉関連制度の解説

第1 障害種別に応じた福祉の増進

- ①身体障害者への福祉(身体障害者福祉法)
- ②知的障害者への福祉(知的障害者福祉法)
- ③精神障害者への福祉(精神保健福祉法)
- ④発達障害者への支援(発達障害者支援法)

■心神喪失者等医療観察法のしくみ

第2 障害者の雇用促進と職業安定

- ①障害者雇用促進法のしくみ
- ②障害者優先調達のしくみ

第3 障害年金・手当による所得保障

- ①公的年金制度による障害年金
- ②「特別児童手当等の支給に関する法律」による手当

■障害者扶養共済制度(しょうがい共済)

付 障害者施策と障害者基本法

- ①障害者基本法と障害者基本計画
- ②第5次障害者基本計画
- ③障害者差別解消法と基本方針
- ④障害者虐待防止法と市町村の取組み

法令編(本法・施行令・施行規則の2段表構成)

- | | |
|-------------|-------------|
| (1)障害者総合支援法 | (2)児童福祉法 |
| (3)身体障害者福祉法 | (4)知的障害者福祉法 |
| (5)精神保健福祉法 | (6)障害者雇用促進法 |

本田 茂樹（ミネルヴァベリタス株式会社 顧問）著 令和5年4月発刊・発売中

介護施設・事業所のための BCP策定・見直しガイド



定価 本体3,400円+税(税込3,740円)

B5判・464頁

ISBN978-4-7894-7055-1 C2034 ¥3400E

商品No.700550



BCPの策定と継続的な見直しをめざすすべての施設・事業者の方へ

- 全サービス事業所・施設の運営基準に規定された、**BCPの策定や研修・訓練の実施などが**、令和6年度から全面実施となり、令和7年度からは、業務継続計画等未策定減算が適用されるようになります。
- 本書は、**厚生労働省ガイドラインの策定等に関する検討委員会で委員長を務めた著者が**、訪問・通所・施設サービス等におけるBCP策定の重要性和基本的な策定の流れを示し、有事における機能確保をめざします。
- コンプライアンスの徹底のみならず、なにより、常に起こりうる事態に対応するための必携のガイドです。

本書の構成

■Ⅰ 介護施設・事業所におけるBCPの基礎知識	1. BCPとは何か／2. 介護保険制度におけるBCPの位置づけ
■Ⅱ BCP策定・見直しの要諦～自然災害編～	1. 防災計画とBCP／2. BCP策定の基本／3. BCPの策定／4. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し
■Ⅲ BCP策定・見直しの要諦～感染症編～	1. 感染症BCPの考え方／2. 感染症BCPと自然災害BCPの違い／3. BCP策定に当たっての特措法の留意点／4. BCPの策定
■Ⅳ 実効性の高いBCPをめざして～BCPを育てる～	1. 経営戦略としてのBCP／2. サービス固有の事項／3. BCPの実効性を高める取り組み／4. BCPに関するQ&A
■Ⅴ 参考資料	V-1. 自然災害等関連参考資料／V-2. 感染症関連参考資料

その他、内容の理解を深めるコラムを本文随所に掲載

掲載コラム例：基準省令と解釈通知／災害対策基本法からみた防災計画の位置づけ／法人・事業者・事業所等の整理／気象庁震度階級でみるゆれの影響／介護におけるICTの活用と個人情報保護に関する文書 など

1. BCPとは何か

1. BCPとは何か

介護保険サービスは、サービス種類ごとに定められた事業運営の基準(指定基準)を満たすものとして、指定(介護老人保健施設と介護医療院については開設許可)を受けた施設・事業所が提供します。

この指定基準においては、「業務継続計画の策定等」が義務づけられています(令和3年度介護保険改定より、令和6年度末までの経過措置あり)。すべての介護サービス事

**注釈・引用のほか、必要に応じて
制度の解説コラムを掲載**

(1) 対象も限定せず二段構えで考える

BCPとは、「Business Continuity Plan」の略称であり、次のとおり定義されています。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画⁽¹⁾(Business Continuity Plan、BCP)と呼ぶ。

※「業務継続ガイドライン」にある危機的状況を乗り越えるための組織と対応(令和3年4月)「内閣府・防災関係」をもとに筆者作成

BCPを理解するため、まず、2つのポイントを押さえています。すなわち、①対象

生じた場合、その後の的確な「事後の対応」を行うためのものです。いまだ発生していません。BCPは、平常時から運用し、「事前の準備」を行うことで、介護サービスを中断させないことも目指しています。

つまり、介護施設・事業所におけるBCPでは、次の二段構えで考えることが求められます。(図1)

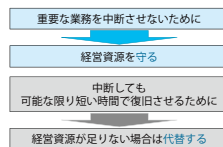
1) 介護サービスを中断させない

まず、自然災害の発生や感染症の流行に見舞われた場合でも、介護サービスを中断させないことが重要です。そして、介護サービスを中断させないためには、サービス提供に必要な経営資源を守ることが求められます。

介護サービスの提供に必要な経営資源には、次の3つが考えられます。

- 職員
- 建物や設備
- 電気・ガス・水道などの

図1 BCPは二段構えで考える



図表を活用し、わかりやすさを徹底

【著者プロフィール】

本田 茂樹

- ミネルヴァベリタス株式会社 顧問
- 公益社団法人 全国老人保健施設協会 管理運営委員会 委員
- 厚生労働省「介護サービス類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援業務一式」検討委員会委員長 など

現在の三井住友海上火災保険株式会社に入社、その後、MS&ADインターリスク総研株式会社での勤務を経て、現在に至る。リスクマネジメントおよび危機管理に関するコンサルティング、執筆活動を続ける一方で、全国での講演活動も行っている。

倉田 なおみ（昭和大学薬学部客員教授） 編著

令和5年5月発刊・発売中

介護施設・在宅医療のための 食事状況から導く、薬の飲み方ガイド

定価 本体**2,800円**+税(税込3,080円)

A4判・246頁

ISBN978-4-7894-7045-2 C3047 ¥2800E

商品No.700300

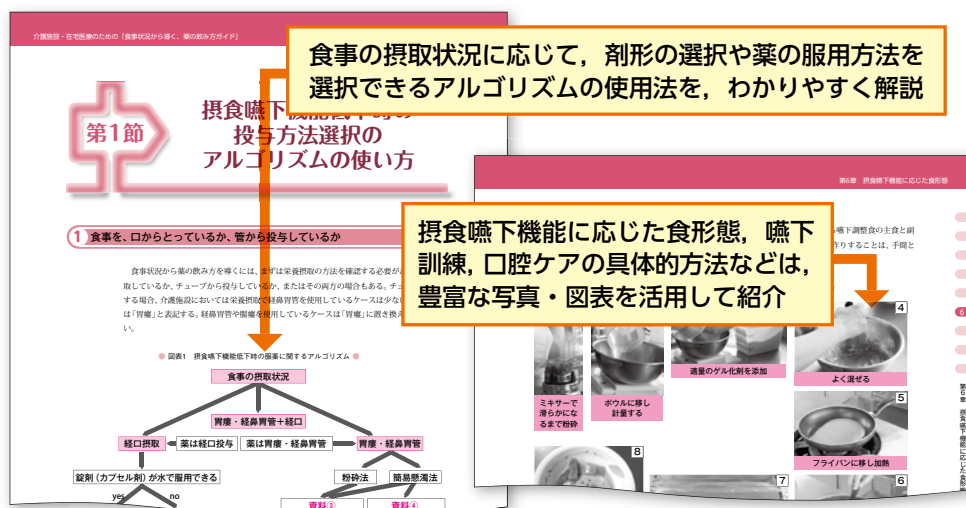


患者や入所者の食事や服薬の状況から、最適な剤形を選択するアルゴリズムを開発

- 令和2～3年度厚生労働科学研究費補助金（長寿科学政策研究事業）の助成を受け、「**嚥下機能低下に伴う服薬困難に対応するためのアルゴリズム等作成のための研究**」を実施した編著者らによる書き下ろしです。
- 食事摂取や服薬の状況を選び、嚥下能力に応じた剤形を明確にし、**患者や入所者にとって最適な剤形を選択できるアルゴリズムの活用方法をわかりやすく解説**しています。
- 嚥下専門医・スタッフのいない施設では、嚥下機能低下の人に対して**介護者が迷わずに服薬介助**ができるようになることで介助の手間を軽減し、介助される側にとっても安全に服薬できることが期待できます。
- 本書では、服薬に関する現状と問題点、摂食嚥下障害のサインやその原因、摂食嚥下機能に応じた食形態、機能の維持・向上の方法、多職種連携による摂食嚥下支援の取り組み等についても解説しています。

本書の構成

■第1章	食事状況から導く薬の剤形 (アルゴリズム)	摂食嚥下機能低下時の投与方法選択のアルゴリズムの使い方／食事状況に合わせた最適な剤形（経口投与の場合）／食事状況に合わせた最適な剤形選択（経管投与の場合）－簡易懸濁法について－／アルゴリズムをどのように使うか 各職種への対応
■第2章	薬から見た、摂食嚥下障害への 対応の問題点	薬は芸術品！薬の知らない知識／錠剤をつぶすことにより起こる問題点／薬の効果に関する留意点・問題点
■第3章	服薬に関する現状と問題点	高齢者施設における服薬の現状／横須賀エリアの摂食嚥下障害時の服薬状況調査／摂食嚥下障害時の服薬の現状と問題点／口腔内への薬の残留／口腔内残留に関する調査報告
■第4章	摂食嚥下障害のサイン	食事介助で気づく摂食嚥下障害時のサイン／医師が気づく摂食嚥下障害のサイン／歯科医師が気づく摂食嚥下障害のサイン
■第5章	食べる・飲むの基本を理解する	摂食嚥下障害の病態と原因／口腔状況から見た摂食嚥下障害の原因／摂食嚥下障害の評価／摂食嚥下障害と合併症
■第6章	摂食嚥下機能に応じた食形態	嚥下調整食／半固形化製剤の投与方法／食形態と介助方法
■第7章	機能維持向上をめざして	嚥下訓練／口腔ケア
■第8章	連携	連携シート／多職種との連携／病院・介護施設での摂食嚥下チームの活動



令和5年10月・令和6年4月改訂対応版

令和5年8月発刊・発売中

公費医療・難病医療ガイド



定価 本体**4,500円**+税(税込4,950円)

B5判・516頁

ISBN978-4-7894-7896-0 C3047 ¥4500E

商品No.160414



公費医療を保険との関係をふまえ解説 新しい難病医療に完全対応！

- 平成27(2015)年からスタートした新しい難病対策の医療(難病法の医療、児童福祉法の小児慢性特定疾病医療支援)と軌を一にして発刊された「公費医療・難病医療ガイド」は、好評のうちに版を重ね、対象疾病の拡大や制度の見直しに対応してきました。
- 本書は、**小児を含む難病医療制度**のほか、障害者総合支援法にもとづく**自立支援医療**などについて、基本的な事項や、医療保険や介護保険との関係など、必要な情報を実務的な視点から整理・解説しています。
- 令和4年12月に公布された改正法により、**令和5年10月**から、難病法や児童福祉法にもとづく医療費助成について、**助成開始の時期が申請日から重症化診断日へと前倒し**されることとなり、患者に対する適切な医療の充実が図られることになりました。あわせて、**療養生活の支援も強化**されることになりました。
- これらに対応するため、また、前版(令和元年版)発刊後の対象疾病の拡大(令和3年11月)や、税制改正、地方分権改革、民法改正(成人到達年齢の引下げ)等に対応するため、このたび改訂版を発刊することにいたしました。さらに**令和6年4月**に実施予定の改正項目(**対象疾病のさらなる拡大、「登録者証」の発行開始、データベースに関する規定の整備等**)についても、できるだけ直近の資料を盛り込みました。
- さらに追補(上記QRコードのリンク先からPDFをダウンロードできます)を作成し、**令和7年4月**の改正(**対象疾患の拡大、マイナンバー関連の法令改正等**)にも対応しています。

本書の構成

I 公費医療と医療保険・介護保険

- 第1章 公費医療と保険診療
- 第2章 公費医療と高額療養費の関係
- 第3章 介護保険との関係

II 難病対策の医療

- 第1章 難病法の医療
- 第2章 小児慢性特定疾病医療
 - 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
 - 肝炎治療特別促進事業

III 障害者・障害児の医療

- 第1章 自立支援医療
 - 精神保健福祉法の措置入院
 - 障害者総合支援法の療養介護医療
- 第2章 障害児施設医療・未熟児養育医療

IV その他の主な公費医療

- 第1章 結核・感染症の医療(新型コロナウイルス含む)
- 第2章 生活保護の医療・介護

第3章 原爆被爆者・戦傷病者の医療

V 難病・自立支援医療の法令・通知

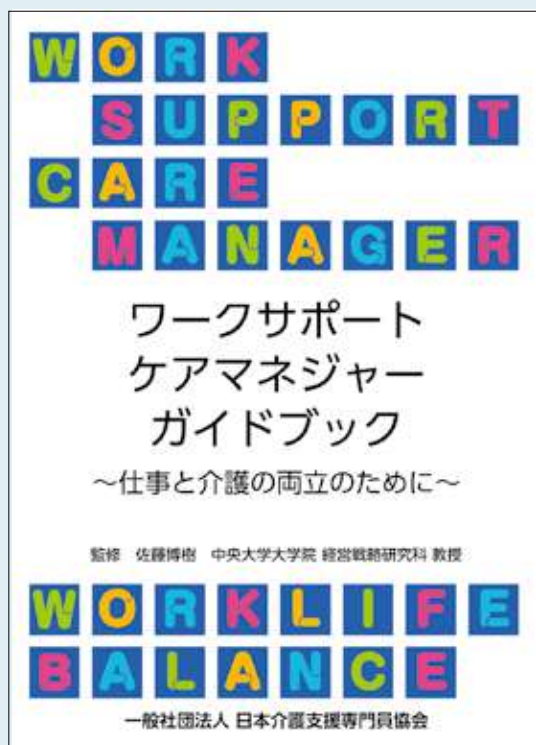
- (1) 難病一覧
 - 1 指定難病一覧
 - 2 小児慢性特定疾病一覧
 - 3 障害者総合支援法の対象疾病一覧
- (2) 難病法の法令と通知
 - 1 難病の患者に対する医療等に関する法律
 - 2 指定特定医療関連の主な通知等
- (3) 小児慢性特定疾病の法令と通知
 - 1 児童福祉法
(小児慢性特定疾病医療支援関連部分)
 - 2 小児慢性特定疾病医療支援関連の主な通知等
- (4) 障害者総合支援法の概要と通知
 - 1 障害者総合支援法の概要
 - 2 自立支援医療関連の主な通知

索引

発売中

ワークサポートケアマネジャー ガイドブック

～仕事と介護の両立のために～



商品 No.700250

「ワークサポートケアマネジャー」は日本介護支援専門員協会が新たに創設した認定制度です。
本書が唯一の公式テキストです。

- ◆ワークサポートケアマネジャーは、働く人々の仕事と介護の両立を支援するプロフェッショナルです。介護支援専門員の専門性を活かし、仕事と介護の両立支援に関わる企業の取組みを推進し、個々の社員の仕事と介護の両立をサポートします。
- ◆ワークサポートケアマネジャーには、幅広い知識と実践が求められます。本書は、特別委員会において必要とされた基礎知識を網羅しています。また、日本介護支援専門員協会が開発した独自の様式を用いた、さまざまな実践例を多数、掲載しています。

編著 介護離職防止支援への介護支援専門員の関与
(ワークサポートケアマネジャー) についての
特別委員会

監修 佐藤博樹 中央大学大学院 経営戦略研究科 教授

発行・制作・販売 株式会社 社会保険研究所

定価：3,850円（本体3,500円＋税10%）



令和4年6月発行
体裁：A4判／240ページ／フルカラー
ISBN：978-4-7894-7025-4

目次

- 序章 働く人々の仕事と介護の両立をいかに支援するのか
- 第1章 ワークサポートケアマネジャーの目的と役割
 - 第1節 ワークサポートケアマネジャー創設の目的 / 第2節 ワークサポートケアマネジャーの役割
- 第2章 仕事と介護の両立支援の理解と関連職種との連携
 - 第1節 ワークサポートケアマネジャーと他職種との関係について
 - 第2節 社会保険労務士と連携する上での基本的知識
 - 第3節 産業医等と連携した介護離職等への対応 / 第4節 インフォーマルサポートの理解
- 第3章 企業・法人及び団体の「仕事と介護の両立支援」の課題と従業員への支援や企業の風土醸成
 - 第1節 企業・法人及び団体等の両立支援とその課題
 - 第2節 仕事と介護を両立しやすい企業環境づくり（企業の風土醸成）
 - 第3節 従業員が抱える課題と必要な支援
- 第4章 ワークサポートケアマネジャーの展開（基本知識と技術）
 - 第1節 企業及び社員等に向けた支援の理解 / 第2節 企業等のニーズ把握と支援方針の検討
 - 第3節 社員への支援に当たって～面接技術と心構え～ / 第4節 ニーズ把握と支援方針の検討
 - 第5節 リスクマネジメント
- 第5章 ワークサポートケアマネジャーの実践～演習～
 - 第1節 ワークサポートケアマネジャーの実務 / 第2節 「仕事と介護の両立支援」の理解・啓発
 - 第3節 職員等の個別相談 / 第4節 介護離職予防～介護のある暮らしを「備える」
- 参考資料 各種参考様式集

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
株式会社 社会保険研究所

<https://shop.shaho.co.jp>

スマートフォン・
タブレット・PCに対応



マイアカウント
宛て先入力や購入履歴確認、
領収書発行がかんたんに



追加情報や新刊情報も
メールでお知らせ



新刊・改訂図書を特集
予約もできる
サンプルや追加情報も



お支払いは
クレジットカード・
PayPay・
コンビニ払い



お買い物前の法人会員登録で請求書払い(後払い)がご利用いただけます

必要な書籍が探しやすく、いち早く届く

社会保険研究所ブックストア

検索



株式会社 社会保険研究所 since1941

〒101-8522 千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282

☎ (03) 3252-7901 FAX (03) 3252-7977